

## 答 申

### 【諮問件名】

保有個人情報の一部開示決定に対する異議申立てについて

#### 1 審査会の結論

平成23年9月21日付けで米子市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報一部開示決定処分（発米福第1497号。以下「本件処分」という。）に対し、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年11月21日付けで行った、本件処分の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）については、棄却すべきである。

#### 2 本件事案の経過

米子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

本件保有個人情報開示請求

申立人は、平成23年9月9日、実施機関に対し、次の保有個人情報の閲覧及び写しの交付を求める保有個人情報開示請求を行った。

〔開示請求をする保有個人情報〕

平成11年12月16日（申立人でない個人。以下「提出者」という。）印のある申立書4枚

本件処分

実施機関は、本件保有個人情報開示請求に対し、平成23年9月21日、次のとおり保有個人情報一部開示決定処分を行い、申立人に通知した。

〔開示する保有個人情報〕

平成11年12月16日に提出者が福祉課へ提出した申立書（以下「本件文書」という。）4枚

〔開示しないと決定した部分〕

本件文書のうち、提出年月日、提出者の氏名、印影、文書の表題及び頁番号を除く部分（以下「不開示部分」という。）

〔一部を開示しない理由〕

不開示部分には、提出者の主観的陳述が記載されており、申立人の自己情報性よりも提出者の自己情報性のほうが、より強く保護されるものと認められる。したがって、米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第5号に該当し、申立人以外の個人情報が含

まれている情報であって、開示することにより、申立人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるため。

本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、平成23年11月21日、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

### 3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分を取り消し、本件文書を開示するとの決定を求める。

### 4 申立人の主張の要旨

申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

本件処分は、条例の解釈適用を誤ったものであり、不開示部分は、実施機関が一部を開示しない理由として掲げている条例第13条第5号に該当しない。実施機関は不開示部分に提出者の主観的陳述が記載されていると主張するが、以下の事実から判断して、本件文書を平成11年12月16日に提出者が福祉課へ提出したという事実はないから、不開示部分に提出者の主観的陳述はなく、条例第13条第5号に該当しない。

ア 一部開示された部分の筆跡から判断して、本件文書は提出者が記述作成したものではない。

イ 本件文書中、一部開示された年月日、氏名及び印影は、それぞれ単なる年月日、氏名及び印影に過ぎず、本件文書の提出年月日、提出者の氏名及び提出者の印影ではない。

ウ 一部開示された部分には、提出先名として「福祉課様」等の記載はなく、福祉課の受付印もない。

申立人が平成16年に実施機関に対して行った保有個人情報開示請求により開示された平成11年12月16日付けの生活保護のケース記録に、提出者が家庭裁判所への離婚調停に係る申立書を福祉課に持参し受理された旨の記載がある。本件文書は、家庭裁判所への離婚調停に係る申立書ではないから、平成11年12月16日に提出者が福祉課へ提出したものではないことは明白である。

### 5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

本件文書の不開示部分には、提出者の主観的陳述が記載されており、申立人の自己情報性よりも提出者の自己情報性のほうがより強く保護されるものと認められる。したがって、条例第13条第5号に規定する不開示情報（申立人以外の個人情報が含まれている情報であって、開示す

ることにより、申立人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるもの)に該当する。そのため、当該不開示情報を黒塗りによって除いた部分について開示する旨の保有個人情報一部開示決定を行った。

申立人は、提出者が本件文書を福祉課に提出した事実はないから、不開示部分に提出者の主観的陳述が記載されているとは言えず、条例第13条第5号に該当しない等の主張をしているが、本件文書は提出者から実施機関に提出され、現に保有している文書であるため、不開示部分は条例第13条第5号に該当する。

実施機関は、本件文書について、申立人が過去3回行った保有個人情報開示請求に基づき、すべて一部開示する決定処分を行っており、これらの処分により開示しないと決定した部分はいずれも本件処分と同じである。申立人は、これらの処分に対しても、当該処分を取り消し、本件文書の開示を求める異議申立てを行った。実施機関がそれらの異議申立てについてその都度当審査会に諮問したところ、いずれも異議申立てを棄却すべきとの答申を受けたことから、実施機関としては当審査会の答申を尊重し、過去3回の異議申立てを棄却してきたところである。本件処分について、過去の処分の内容と異なる決定とするべき特段の理由は認められないため、本件処分は妥当である。

## 6 当審査会の判断

### 審査の経緯

実施機関から、平成23年12月1日、条例第29条第1項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

### 争点の整理

本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、本件文書に係る実施機関の一部開示決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。

したがって、当審査会では、本件文書のインカメラ審査（不開示とされた保有個人情報の提示を求めて審査すること。）を実施したうえで検証し、本件処分が条例第13条の規定に違反しているかどうかを争点として審査を行った。

### 争点に対する判断

条例第13条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定しており、同条

の第1号から第6号の各号で開示義務の例外として実施機関が開示してはならない不開示情報について規定しているが、本件処分がその規定に違反しているか否かを検討した。

実施機関は、不開示部分には提出者の主観的陳述が記載されており、条例第13条第5号「本人以外の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるもの」に該当する不開示情報であって、開示すれば申立人以外の者（提出者）の正当な権利利益を害することとなる旨を主張している。一方、申立人は、本件文書は提出者が作成・提出したものではないから、不開示部分を開示しても、そこに提出者の主観的陳述はないため、申立人以外の者（提出者）の正当な権利利益を害することにはならないので、開示すべきである旨を主張している。

ところで、申立人は、過去3回にわたり、実施機関に対し本件文書に係る保有個人情報開示請求を行い、いずれも本件処分における不開示部分と同じ部分を開示しないとす一部開示決定処分を受けた。これに対し、申立人は、それぞれ平成16年9月30日、平成21年6月11日及び平成22年10月19日に異議申立てを行った。当審査会は、これらの異議申立てについて、その都度実施機関から諮問を受けて審査した結果、平成17年3月28日付け平成16年度答申第2号、平成21年9月16日付け平成21年度答申第1号及び平成23年3月29日付け平成22年度答申第2号により、いずれも申立人の異議申立てを棄却すべきであると判断している。

本件異議申立てに係る申立人の主張の趣旨は、平成22年10月19日に申立人が行った異議申立てにおける主張の趣旨と変わらず、実施機関の主張の趣旨もまた同様である。これに対し、当審査会は、前述の平成22年度答申第2号において、「当審査会において検証したところ、本件文書は、提出者がその心情を詳細かつ具体的に陳述した申立書というべき性質のものである。そして、本件文書の不開示部分は、終始提出者の心情が陳述された部分であり、一般的な社会通念に照らし合わせれば、提出者のプライバシー性が強い性質のものである。そのため、本件文書の不開示部分全体が、提出者に係る個人情報として保護されるべきものであり、条例第13条第5号で規定する不開示情報に該当すると解すべきである。（中略）よって、本件文書の一部を開示しないとした実施機関の判断は妥当である。」と判断している。

当審査会が本件事案の審査にあたり改めて調査した結果、本件文書の不開示部分の内容が提出者の心情が陳述されたものでないと認められるような事実は確認できなかった。また、平成22年度答申第2号の判断を変更すべき状況の変化も認められなかった。したがって、当審査会は、

本件事案についてもこれと同様の判断をするものである。

結論

上記のとおり、当審査会においては、本件処分を取り消すべき違法性又は不当性は認められない。

よって、本件異議申立てには理由がないため、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成23年12月1日	・実施機関から審査会に対して諮問 (平成23年11月21日付け異議申立て)
平成23年12月7日 (本件に係る審査会第1回目)	・事務局職員による審議内容に係る説明 ・審議
平成24年1月17日 (本件に係る審査会第2回目)	・審議
平成24年2月28日	・実施機関に対して「意見説明書」の提出を要請
平成24年3月7日	・実施機関から提出された「意見説明書」を受付
平成24年3月21日	・異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付するとともに、これに対する「反論書」の提出の要請及び口頭意見陳述の意向確認を通知 ・実施機関に対して「異議申立てのあった処分に係る公文書」の提示を要請
平成24年3月26日	・異議申立人から口頭意見陳述の意向ありとの申出を受ける
平成24年3月27日	・異議申立人に対して口頭意見陳述の日時等を通知
平成24年4月3日	・異議申立人から提出された「反論書」を受付
平成24年4月5日 (本件に係る審査会第3回目)	・実施機関から提出された「意見説明書」について、実施機関による口頭説明を実施 ・実施機関から提示された「異議申立てのあった処分に係る公文書」に基づいて、インカメラ審査を実施 ・異議申立人から提出された「反論書」の内容について、異議申立人による口頭意見陳述を実施 ・審議
平成24年5月15日 (本件に係る審査会第4回目)	・実施機関による口頭説明を実施 ・審議
平成24年6月21日 (本件に係る審査会第5回目)	・答申の検討
平成24年6月22日	・答申の決定